

1 水道広域化推進プランの趣旨〔本編P. 1～3〕

(1) 目的と背景

- 水道事業を取り巻く経営環境は、急速な人口減少や施設・管路の老朽化等に伴い、厳しさを増しており、持続的な経営を確保するには、経営基盤の強化を図る必要があり、水道事業の広域化が求められる。
- そこで、県内水道事業の広域化の推進方針や今後の具体的取組内容等を示す神奈川県水道広域化推進プラン（以下、「プラン」と言う）を策定する。

(2) 検討圏域

- 地域ごとの水道事業者の特性を的確に捉え、水道事業の広域化の実効性を高めるため、県東部、県中部、県西部の3つの圏域を設定し、検討を行う。

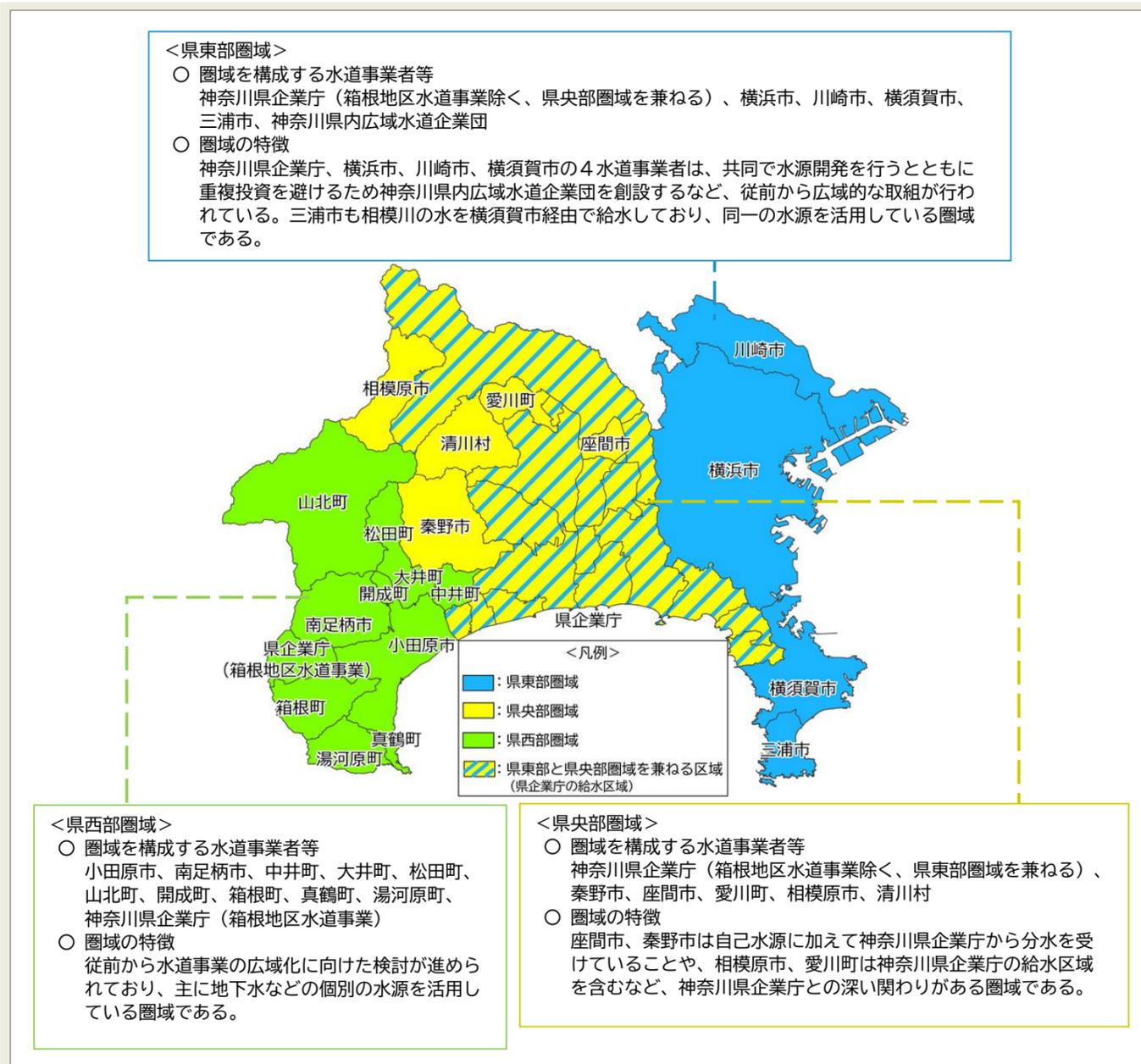


図1 検討圏域と特徴

2 経営の分析〔本編P. 4～36〕

(1) 水道事業者等の現状分析

- 本県の水道事業は、従前から広域化及び水道施設等の共同化に取り組んでいる。
- 地域の特性に応じた水道施設等の整備が進められた結果、全国的に見ても安価な水道料金で、安定的な給水が実現している。
- 水道施設の老朽化が進行している。
- 若年層の職員が少なく、職員の年齢構成に偏りが生じている。

(2) 現行の経営形態を継続した場合の将来見通し（推計期間：令和3～47年度）

- 給水人口の減少に伴い有収水量（料金徴収の対象となる水量）は、令和2年度実績に対し、令和47年度には県全体で約8割に減少する。
- 老朽化した水道施設の更新費用は、平成27年度から令和元年度までの5年間の実績平均に対し、令和47年度には県全体で約1.6倍に増加する。
- 現状の運営状況を料金改定により維持した場合、水道料金は令和元年度末時点と比べて、令和47年度には県全体で約1.4倍に増加する。
- 若年層の職員が少なく、年齢構成に偏りが生じているため、職員の確保及び技術継承に課題がある。

(3) 広域化した場合の将来見通し（推計期間：令和3～47年度）

- 国が示すいずれの広域化パターン（施設の共同化・管理の一体化・経営の一体化・事業統合）においても、広域化により費用削減効果が見込まれ、現行の経営形態を継続した場合と比較して水道料金の上昇の抑制が見込まれる。
- 「業務の共同化（施設の共同化・管理の一体化）」による推計期間の費用削減額は、県全体で維持管理費が約303億円、建設改良費が約890億円となる。
- 広域連携を推進することで、事務負担の軽減や組織強化による職員の技術水準向上・技術継承が期待できる。

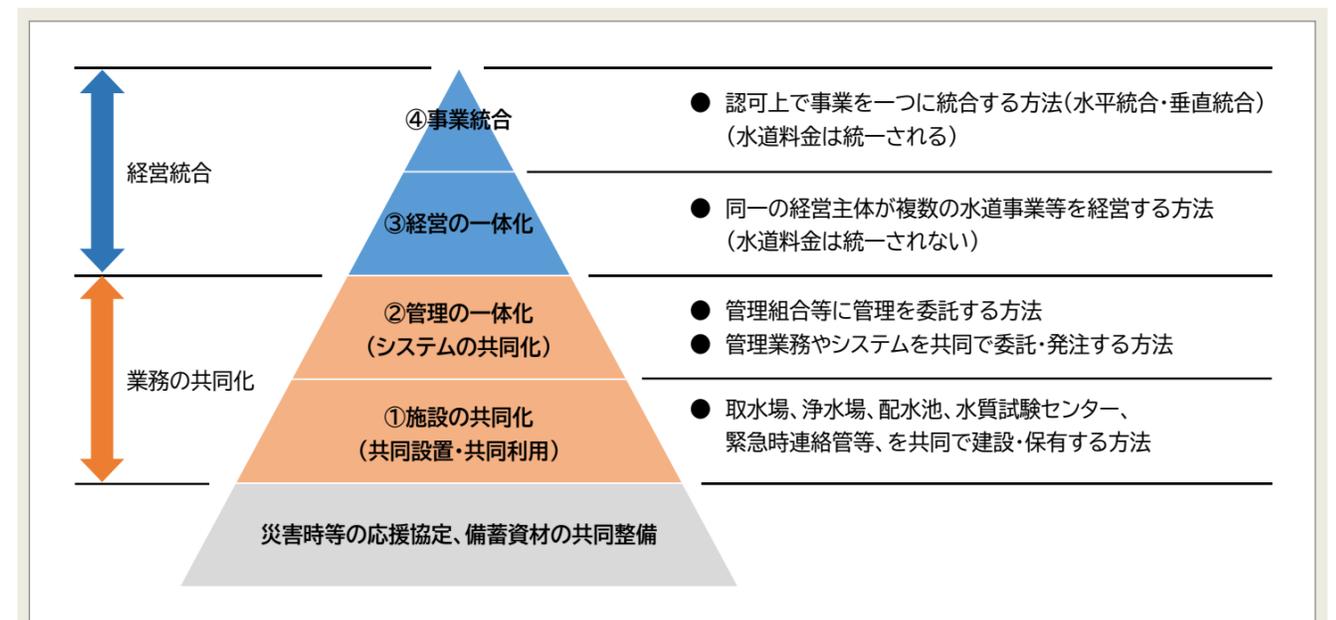


図2 広域化の主な類型

3 今後の広域化に係る推進方針【本編P.37~40】

(1) 今後の広域化の推進方針

【持続可能な神奈川の水道】

多様な広域連携を促進し、将来にわたって、県民に安全で良質な水の安定的・効率的供給が継続されるよう、オール神奈川で取組を推進する。

ア 広域連携の調整・推進

- 広域化シミュレーションの結果、全ての広域化パターンにおいて、将来の費用及び水道料金の上昇に対して削減効果が見られたことから、段階的に「業務の共同化」から、具体的な連携方策の検討を始める。
- プランにおける圏域や広域化パターン以外であっても、効果が見込まれる連携方策については、積極的に連携を推進する。
- プラン策定後も、圏域ごとにふさわしい連携方策の検討を継続する。
- 国等の関係機関との調整を図りながら、多様な広域連携を着実に推進していく。

イ 多様な視点からの調整・推進

- 地球温暖化防止への取組や気候変動への対応等、広い視点からも検討を行うこととし、上流から優先的に取水するなど、位置エネルギーを有効活用した取送水システムにすることで環境負荷低減に努める。

(2) 今後の具体的取組内容

ア 圏域ごとの取組

(ア) 県東部圏域

【5事業者（神奈川県企業庁、横浜市、川崎市、横須賀市、神奈川県内広域水道企業団）】

- 安全で良質な水の安定的・効率的な供給を継続するため、「施設の共同化」として、「5事業者全体で従前から検討している「水道施設の再構築（水道施設のダウンサイジング等）」、「上流取水の優先的利用」、「取水・浄水の一体的運用」に係る取組を進める。

【三浦市】

- 横須賀市に水源を依存していることから、5事業者の取組を通じて、安定した水源の確保を維持する。
- 「業務の共同化」に係る連携方策について、仕様の統一やシステム等の更新時期の調整について検討する。
- 将来的に「経営の一体化」や「事業統合」の可能性についても検討する。

(イ) 県中部圏域・県西部圏域

- 「管理の一体化」に係る連携方策として、水道メーターの共同購入や業務に使用するシステムの仕様の統一、更新時期等の調整について検討する。
- 「施設の共同化」の可能性を検討し、その結果を踏まえ現有施設の経年化・耐震化状況を整理し、その対応について費用負担を含めた調整を行う。
- 将来的に「経営の一体化」や「事業統合」の可能性についても検討する。

イ 広域連携の推進役としての県の取組

(ア) 水道事業者等間の調整

- 広域連携の実現に係る事業者間の意見調整・情報共有を図り、課題解決に向けた取組を支援する。
- 関係する事業者が「経営統合（経営の一体化・事業統合）」を希望する場合には、統合に関する課題解決に向けた取組を支援する。

(イ) 水道事業者等への個別支援

- 水道事業者等が行う経営基盤強化を図るための取組に対し、事業者の要請に応じて技術面・経営面の助言により支援する。
- 技術職員の不足が見込まれ、事業継続に懸念がある小規模事業者に対して、事業者間の人的連携や交流、職員の技術継承や人材育成に向けた取組等を推進・支援する。
- 国庫補助金の獲得・確保に努めるとともに国庫補助事業の採択基準緩和を要望する。